

Ⅱ 「川崎市子どもの権利に関する条例」骨子案として考えた内容

次に、市民・子どもたちやさまざまな関係者の意見を参考にまとめた条例案の骨子案を提示します。

今後は、この答申内容を受け、市において条例案の条文づくりの作業が始まるわけですが、その際には他の法規や条約、条例等との整合性がさらに厳密にはかられ、規範としてあいまいにならないように表現や表記の整理がなされ、内容によっては規則や要綱等の中に生かされる部分もあるかと思われまます。

1 「子どもの権利に関する条例」骨子案

目次	3 子どもの活動拠点としての地域
前文	第4章 子どもの参加
第1章 総則	1 子どもの参加の権利
1 条例の趣旨	2 川崎市子ども会議
2 子どもの定義	3 学校・施設等への子どもの参加
3 市および市民等の責務	4 子どもが利用する施設での運営等への参加
4 かわさき子どもの権利の日	第5章 子どもの権利保障のための施策の推進
第2章 人としているために大切な子どもの権利	1 子どもにかかわる施策の基本理念
1 安心して生きる権利	2 子どもの権利の基本指針および行動計画
2 ありのままの自分でいられる権利	3 子どもにかかわる施策を推進する組織
3 自分を守り守られる権利	4 子どもの権利の学習、研修、広報
4 自分を豊かにし力づけられる権利	5 子どもの権利にかかわる市民活動の奨励と連携
5 自分で決める権利	第6章 子どもの権利の検証
6 参加をする権利	1 子どもの権利委員会の目的および設置
7 個別の必要に応じて支援を受ける権利	2 子どもの権利委員会の職務
第3章 家庭、学校・施設、地域等と子どもの権利の保障	3 子どもの権利委員会の検証の手続
第1節 家庭など生活の場と子どもの権利の保障	4 情報の提供
1 子どもの権利と保護者	5 報告書の作成
2 子育てと条件整備	第7章 子どもの救済
3 虐待・体罰の禁止と救済	1 子どもオンブズパーソン等の目的および設置
第2節 育ち、学ぶ施設と子どもの権利の保障	2 組織・資格・任用・解職等
1 育ち、学ぶ権利の保障	3 職務および責任
2 安全配慮の義務	4 市の機関および市民等の責務
3 虐待・体罰の禁止と救済	5 相談および申立て
4 いじめの防止	6 調査
5 情報の作成と開示	7 救済の方法
第3節 地域と子どもの権利の保障	8 啓発および連携
1 子育て・教育環境としての地域	9 活動の報告
2 子どもの居場所としての地域	10 専門調査員および事務局

前 文

子どもは一人の人間である。子どもはかけがえのない価値と尊厳をもっており、一人一人の違いが個性として認められ、自分が自分であることを大切にされたいと願っている。

子どもは権利の全面的な主体である。子どもは、差別の禁止、子どもの最善の利益の確保、生存と発達の保障、子どもの意見の尊重など基本的な原則のもとで、その権利を総合的にかつ現実に保障される。子どもはその権利について学習することや実際に行使することなどを通して権利の認識を深め、権利を実現する力、他の者の権利を尊重する力や責任などを身につけることができる。また、自分の権利が尊重され保障されるためには、同じように他の者の権利が尊重され保障されなければならない、権利の相互尊重が不可欠である。

子どもはおとなとともに社会を構成するパートナーである。子どもは今の社会の一員として、また未来の社会の担い手として社会のあり方や形成にかかわる固有の役割があるとともに、社会に参加する権利がある。そのためにも社会は子どもに開かれる。子どもは、同時代を生きる地球市民として国内外の子どもと相互の理解と交流を深め、共生と平和を希求し、自然を守り都市の環境をつくることに欠かせない役割をもつ。

川崎市（以下、「市」という。）における子どもの権利を保障する取組は、市に生活するすべての人の共生をすすめ、その権利保障につながる。市および川崎市民（以下、「市民」という。）は、「子ども最優先」などの国際的な原則もふまえ、子どもが一人の人間として生きていくうえで必要な権利が保障されるように支援する。

市および市民は、こうした考えのもと、子どもの権利に関する条約（児童の権利に関する条約、1994年5月16日条約2号、以下、「子どもの権利条約」という。）にのっとり、子どもを権利の全面的な主体として権利保障をすすめる都市であることを宣言し、「川崎市子どもの権利に関する条例」（以下、「子どもの権利条例」という。）を制定する。

第1章 総則

1 条例の趣旨

子どもの権利条例は、子どもの権利条約にのっとり、市における子どもの権利を保障するために必要な基本的事項を定める。

2 子どもの定義

この条例において、子どもとは18歳未満の者および別に規則で定める者をいう。

3 市および市民等の責務

①市は、市にかかわるすべての子どもを権利の全面的な主体として尊重し、その権利を保障するためにこの条例を解釈および運用するとともに、子どもの権利が保障されるよう必要な措置または施策をとるものとする。

②市は、市外の学校や保育所その他児童福祉施設等に通いまたは入所する市民の子どもに

も、この条例で定める内容が同等に保障されるように、他の自治体または関係施設および機関と連携をとるようつとめる。

- ③市民は、子どもの権利が、家庭、学校、施設、職場、地域などあらゆる場において尊重され、保障されるよう相互に協働するとともに、この条例をそれぞれかかわりのある場で具体化するようつとめる。
- ④市内の学校、保育所その他児童福祉施設等の子どもにかかわる施設を設置する者は、この条例の定める事項に協力し、子どもの権利が保障されるようつとめる。
- ⑤市内で事業を営む者は、この条例に基づく市の施策に協力をするとともに、被用者の子どもまたは事業所における子どもの権利が保障されるようつとめる。

4 かわさき子どもの権利の日

市は、子どもの権利の啓発や意識の向上をはかるために子どもの権利の日を設け、市民とともに子どもの権利条例、子どもの権利条約、および子どもの権利の普及と実現につとめる。

第2章 人としているために大切な子どもの権利

子どもにとって権利は、人間としての尊厳をもって、自分を自分として実現し、自分らしく生きていくうえで不可欠なものである。子どもは、権利が守られ保障されるなかで、豊かな子ども時代を過ごすことができる。

市および市民は、子どもの権利条約に定められた権利の実現をはかるとともに、とくに以下に掲げる権利が人としているために大切な権利であることを認め、その保障につとめる。

1 安心して生きる権利

子どもは、安心して生きることができる。そのために、主として次の権利が保障される。

- ①命が尊重される権利
- ②愛情と理解をもって育まれる権利
- ③あらゆる差別を受けない権利
- ④あらゆる形の暴力を受けず、また放任されない権利
- ⑤健康に配慮がなされ、適切な医療が提供され、成長にふさわしい生活をする権利
- ⑥平和と安全な環境のもとで生活する権利

2 ありのままの自分でいられる権利

子どもは、ありのままの自分でいることができる。そのために、主として次の権利が保障される。

- ①自分の個性や他の者との違いが認められ、人格が尊重される権利
- ②自分の考えや信仰をもつ権利
- ③秘密が侵されない権利
- ④知らないうちに自分に関する情報が不当に収集され、利用されない権利
- ⑤子どもという理由だけで不当な取り扱いを受けない権利
- ⑥安心できる場所で自分を休ませたり、余暇をもつ権利

3 自分を守り守られる権利

子どもは、自分を守り、また守られることができる。そのために、主として次の権利が保障される。

- ①あらゆる権利の侵害から逃れることができる権利
- ②自分が育つことや成長することを妨げる状況から保護される権利
- ③困難な状況にあるとき、ふさわしい雰囲気の中で適切な相談の機会が保障される権利
- ④自分の身分や将来のことなどについて決められるときに、ふさわしい雰囲気の中で意見を表明し、その意見が尊重される権利
- ⑤ふさわしい場所と雰囲気の中で自分を回復できる権利

4 自分を豊かにし力づけられる権利

子どもは、育ち、成長するとともに、力づけられ、自分を豊かにすることができる。そのために、主として次の権利が保障される。

- ①遊ぶ権利
- ②学ぶ権利
- ③文化的・生活および芸術に参加する権利
- ④自分に役立つ情報を容易に得る権利
- ⑤幸福を追求するとともに、適切な支援を受ける権利

5 自分で決める権利

子どもは、自分のことを自分で決めることができる。そのために、主として次の権利が保障される。

- ①自分のことを年齢と成熟に応じて決める権利
- ②自分のことを決めるのに適切な支援または助言を受ける権利
- ③自分のことを決めるのに必要な情報を容易に得る権利

6 参加をする権利

子どもは、参加をすることができる。そのために、主として次の権利が保障される。

- ①自分を表現する権利
- ②自分の意見や考えを表明し、尊重される権利
- ③社会に参加する権利
- ④グループを作り、集まる権利
- ⑤参加するに際して、ふさわしい内容の支援を受ける権利

7 個別の必要に応じて支援を受ける権利

子どもは、個別の必要に応じて支援を受けることができる。そのために、主として次の権利が保障される。

- ①子ども本人またはその保護者および家族の国籍、民族、性、言語、宗教、出身、財産、障害のあることなどのほか、特定の困難な状況を原因または理由として差別や不利益を受けない権利

- ②国籍、民族、性、言語、宗教、出身、障害のあることなど違いが認められ、かつあらゆる子どもと相互に共生する権利
- ③障害のある子どもが、尊厳を確保し、自立をし、社会への積極的な参加ができるように、その子どもに応じた支援を受ける権利
- ④民族、言語、国籍等において少数の立場の子どもが、自分たちの文化等を享受し、表現し、また自分たちの母語や歴史等を学ぶことが尊重される権利
- ⑤障害のあることや言語のちがいその他特定の状況のために、情報の入手、意見の表明および参加に支障が生じないように支援を受ける権利

第3章 家庭、学校・施設、地域等と子どもの権利の保障

第1節 家庭など生活の場と子どもの権利の保障

1 子どもの権利と保護者

- (1) 親、里親、施設で子どもを養育する者その他子どもの保護者（以下「保護者」という。）は、子どもの権利を保障する第一次的な責任者である。保護者は、子どもの養育にあたって子どもの最善の利益をふまえるとともに、子どもの権利の行使を子どもの年齢および成熟に応じた方法で支援するものとする。保護者は、子どもの最善の利益と一致する限りで、子どもに代わってその権利を行使することができる。
- (2) 保護者は、関係施設、関係機関から子どもの養育に関して十分な説明を受け、子ども本人に関する情報を、子どもの最善の利益を損なわない限り得ることができる。

2 子育てと条件整備

- (1) 親は、父母いずれも子育てをする責任があり、子育てにあたって、市から支援を受けることができる。市は、子どもを育てるのが困難な家庭や里親および施設で子どもを養育する者の十分な環境を整えるものとし、必要な条件整備につとめる。施設は、子どものプライバシーや意見表明を尊重する。
- (2) 市は、子育てを支援する際に、次のことに留意する。
 - ①子どもの置かれている状況や多様なニーズを十分にふまえ、必要に応じて、保健、医療、福祉などの専門機関、関係団体などを活用し調整すること。
 - ②支援を容易に受けることができるように、しくみや体制を整えること。
 - ③家庭での子育てが孤立しないように、子育てに関する情報、子育て支援の内容、サービスの利用方法などが家庭に伝わるようにするとともに、子育ての不安や負担を過度に感じている保護者を支援すること。
- (3) 市内の事業者および市民を雇用する者は、被用者が安心して子育てをし、保護者としての責任を果たすことができるよう配慮する。

3 虐待・体罰の禁止と救済

- (1) 保護者は、その養育する子どもに対して、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、放任もしくは監護の怠慢、その他あらゆる形の虐待（以下、「虐待」という。）および体罰を

- 行ってはならない。
- (2) 市は、虐待を受けた子どもを速やかに救済しなければならない。その際、二次的な被害が生じないように、とくに配慮する。
 - (3) 虐待の事実を知り、または発見した者は、児童相談所等の関係機関に通告する。とくに、医師、学校の教職員、児童福祉施設の職員、保健婦等の子どもに直接かかわる職にある者は虐待の発見につとめるとともに、通告の義務を適切に遵守するものとする。
 - (4) 市は、虐待を防止し、また、虐待を行った保護者が虐待を再び繰り返すことがないように、関係機関との連携のうえ、適切な措置を講ずる。

第2節 育ち、学ぶ施設と子どもの権利の保障

1 育ち、学ぶ権利の保障

- (1) 市内に設置される学校、保育所等の子どもにかかわる施設（以下、「学校・施設等」という。）は、生き生きとした環境のもとで子どもが育ち、学ぶ権利を保障しかつ支援する。
- (2) 学校・施設等の長は、保護者・地域と十分な連携のもとに、子どもが育ち、学ぶ権利を保障するために、学校・施設等の職員および教員（以下、「教職員」という。）が主体的な活動を通して保育または教育活動等を行うことができるよう、条件および環境の整備につとめる。

2 安全配慮の義務

学校・施設等は、子どもの自主的な活動を保障し、かつ安全であるように、環境、施設設備の安全配慮を行う。また、学校・施設等の管理下の災害を予防するために、子どもの安全を十分配慮した教育活動または保育活動等を行うとともに、救急・防災・安全管理のための運営体制を整備する。その際、保護者、地域と十分な連絡、連携をとる。

3 虐待・体罰の禁止と救済

学校・施設等の教職員は、子どもに対して虐待および体罰を行ってはならない。学校・施設等は、虐待および体罰を防止する適切な措置を講ずるとともに、子どもからの相談および子どもの救済のための体制を整備する。

4 いじめの防止

- (1) 学校・施設等は、いじめの発生について十分注意を払うとともに、子どもの権利およびいじめの防止について啓発を行う。また、学校・施設等は、いじめに関し子どもからの相談を受ける体制を整えるとともに、いじめが認められる場合には、当事者の子どもに配慮をした速やかにかつ適切な救済を行うものとする。
- (2) 学校・施設等は、いじめを受けた子どもの救済と回復につとめるとともに、いじめを行った子どもに対する適切な対応を行う。
- (3) 学校・施設等は、いじめの対応やその防止において、子ども、保護者、第7章で定める子どもオンブズパーソンその他関係機関に協力を求め、連携をはかる。

5 情報の作成と開示

- (1) 学校・施設等は、子どもにかかわる文書を適切に作成し、保管するものとする。また、子どもの利害関係にかかわる文書の作成にあたっては、子どもの最善の利益を考慮のうえ子どもや保護者の意見を十分参考にし、尊重する。
- (2) 学校・施設等は、必要な範囲を超えて個人情報を収集し保管してはならない。収集にかかる個人情報は、目的外に利用または提供してはならない。学校・施設等は、個人情報保護制度について子どもが有効活用できるようその周知につとめるとともに、子ども本人にかかわる個人情報の開示につとめる。

第3節 地域と子どもの権利の保障

1 子育て・教育環境としての地域

- (1) 市は、地域が子どもの育ちの場であり、学校・施設等、社会教育施設、文化・スポーツ施設等と一体となって豊かな人間関係をつくる場であることをふまえ、地域をそのような子育ておよび教育環境として、子どもの通行・通学上の安全、健康の享受その他子どもの権利の観点から整備するようつとめる。
- (2) 市は、子育ておよび教育環境について、子ども、保護者、教職員、住民が地域で自主的に検討する組織の整備および支援につとめる。

2 子どもの居場所としての地域

- (1) 子どもにとってありのままの自分でいられ、休息して自分を取り戻し、または自由に遊び、活動し、安心して人間関係をつくりあえる居場所が大切であることをふまえ、市は、居場所に関する考え方を普及し、子どもの居場所を確保し、または、子どもが居場所を失わないようその整備につとめる。また、市は、居場所を提供する市民および団体を奨励し、支援するとともに、ふさわしい連携のあり方を築くようつとめる。
- (2) 居場所の整備にあたっては、空間のみならず、時間および人間関係等に配慮するとともに、子どもの意見が十分に反映されるよう必要な措置を講ずる。

3 子どもの活動拠点としての地域

子どもの成長にとって、地域における子どもの活動および地域への子どもの参加が大切であることをふまえ、市は、地域における子どもの自治的な活動を奨励し、その条件整備につとめる。

第4章 子どもの参加

1 子どもの参加の権利

- (1) 子どもはおとなとともに社会を構成するパートナーとして、社会のあり方や形成にかかわる固有の役割があるとともに、社会に参加する権利がある。子どもは、地域において文化、芸術、スポーツその他諸活動に参加し、他の子どもあるいはおとなと関係、理

解を深めることはかけがえのないことである。また、子どもが市民として市政やまちづくり等に意見を表明したり参加すること、およびその属する学校・施設等その他活動の拠点となる場で、構成員として意見を表明し参加することも欠かすことのできないことである。これらをふまえ、かつ第2章6に基づき、市は、社会、市政、その属する学校・施設等において、子どもが参加をする体制を整備するようつとめる。

- (2) 市は、子どもの参加の権利の行使を容易なものとし、実質的な参加を保障するために、参加の内容、参加する子どもの構成や年齢等の条件をふまえ、子どもの参加を支援する体制を整備することをとくに考慮する。
- (3) 市は、子どもの自由な諸活動や参加のための活動を支援するために、子どもが子どもだけで自由に安心して集まることのできる拠点づくりにつとめる。

2 川崎市子ども会議

- (1) 市は、1(1)の目的に従い、かつ子どもの意見表明を支援し、これを市政へ反映させるために、川崎市子ども会議を設置する。川崎市子ども会議には、市内の学校・施設等に通う子どものほか、学校・施設等に行っていない子ども、市外の学校・施設等に通っている子ども、障害のある子ども、民族、言語、国籍等において少数の立場の子どもの意見が反映されるよう、市は、必要なしくみを整えるものとする。
- (2) 川崎市子ども会議は、市長、教育委員会および議会に意見を提出することができる。市は、川崎市子ども会議の意見を尊重するようつとめる。
- (3) 市は、川崎市子ども会議の円滑な運営その他子どもの参加を促進するために、必要な情報の入手や発信、施設利用の確保、支援体制の整備のほか、参加する子どもの属する学校・施設等との調整等必要な条件整備を行う。

3 学校・施設等への子どもの参加

- (1) 学校・施設等における子どもの自治・参加の支援
学校・施設等は、子どもの自治的な活動を奨励し、その支援および条件整備につとめるとともに、学校・施設等において、子どもの年齢や成熟にふさわしい参加のしくみを整え、学校・施設等の運営に反映させるものとする。
- (2) 学校・施設等における協議会の設置
学校・施設等は、子どもの参加および開かれた学校・施設等の主体的な運営を促進するために、子ども、保護者、地域住民に対し、その運営および諸活動についての説明を行うとともに、学校・施設等の諸活動をともに支えあっていくための協議会を、学校・施設等に応じて設置するようつとめる。市は、学校・施設等がこの協議会を設置する場合には、必要な支援をする。

4 子どもが利用する施設での運営等への参加

市は、子どもが利用することを目的とする施設を設置しまたは設置している場合、その運営に子どもの意見を反映させるために、子どもの参加の仕組の整備等、必要な措置を講ずる。また、市は、当該施設の設置にあたって、子どもの意見を反映するようつとめる。
市は、子どもが利用することを予定する市の施設において、その利用等につき子どもの意見を反映するようつとめる。

第5章 子どもの権利保障のための施策の推進

1 子どもにかかわる施策の基本理念

市の子どもにかかわる施策は、次の理念に従う。

- ①子どもの権利を保障し、または子どもの権利と一致するものであること。
- ②子どもの最善の利益に基づく配慮が優先的になされること。
- ③多様なニーズをふまえて総合的にかつ計画的に推進され、実施にあたって相互の十分な調整がなされること。
- ④子どもにかかわる施策は、子どもや保護者、その他市民との連携のもとで、子ども一人一人に対し保障されること。

2 子どもの権利の基本指針および行動計画

- (1)市は、市の子どもにかかわる施策が総合的にかつ計画的に推進されるように、子どもの権利保障のための基本指針および行動計画を策定する。
- (2)(1)の策定にあたっては、子どもを含む市民の参加が十分はかられるとともに、第6章に定める子どもの権利委員会の意見を反映するものとする。

3 子どもにかかわる施策を推進する組織

市は、子どもにかかわる施策を子どもの権利保障の視点から総合調整し推進する部署を定める。

4 子どもの権利の学習、研修、広報

- (1)市は、子どもの権利条例、子どもの権利条約および子どもの権利について、子どもを含むすべての市民に伝わるよう、あらゆる機会を通じて広報するようつとめる。広報にあたっては、子どもの意見を反映させるようつとめる。
- (2)学校教育および社会教育等においては、子どもの権利条例、子どもの権利条約、子どもの権利をはじめ人権を尊重する教育を推進する。市は、そのための条件整備を行う。
- (3)市は、子どもにかかわる専門職員、とくに学校教育、社会教育、保健、医療、児童福祉等に従事する者をはじめ広く関係者に、子どもの権利条例、子どもの権利条約および子どもの権利に関する学習および研修の機会を保障し、そのための条件整備を行う。その際、自主的な研修を保障する。
- (4)市は、子どもが、子どもの権利条例、子どもの権利条約および子どもの権利に関する学習等を自ら企画しすすめることができるよう条件整備を行う。

5 子どもの権利にかかわる市民活動の奨励と連携

- (1)子どもの権利保障にかかわる市民活動の重要性を認識し、市は、その自主的な活動を支援するとともに、かかる市民活動および団体と連携し協働する。
- (2)市は、子どもの権利保障を行う市民および団体から必要な情報の提供を受けるとともに、必要な情報の提供および支援を行う。

第6章 子どもの権利の検証

1 子どもの権利委員会の目的および設置

- (1) 市における子どもの状況および子どもにかかわる施策を子どもの権利の観点から検証するとともに、その結果を市政に反映させるために子どもの権利委員会（以下、「委員会」という。）を置く。
- (2) 委員会は、公募の市民を含み、子どもの権利、福祉、教育等の子どもにかかわる専門家のうちから、市長によって任命される委員をもって構成する。定数は、____人以内とする。
- (3) 委員の任期は3年とする。

2 子どもの権利委員会の職務

委員会の職務は次の通りとする。

- ①市長の諮問に応じ、市における子どもの権利の状況および子どもにかかわる施策の検証を行い、市長に対して答申し、もしくは意見を具申すること。
- ②①の検証のために必要な調査を行うこと。
- ③①の検証において、市がその事業を子どもの権利の観点から評価をする際の評価項目、その他必要な事項を示すこと。
- ④市長の諮問に応じ、第5章2の子どもの権利の基本指針および行動計画に意見を述べること。

3 子どもの権利委員会の検証の手続

- (1) 市は、諮問内容に関してそれぞれの所管で実施される施策について、子どもの権利の観点から自己評価を行い、委員会に報告する。委員会は市民および団体に意見を求める。
- (2) 委員会は、市による(1)の評価およびそれに関する市民および団体の意見に基づいて、子どもにかかわる施策の担当部署の職員、市民および団体の代表それぞれと公開の場で対話の機会をもつ。
- (3) 委員会は、子どもの権利条例に基づいて審議のうえ、検証の結果を市長に答申する。委員会は、審議のいずれかの段階で、子どもの意見を聴くものとする。
- (4) 市は、答申を尊重するものとし、答申をうけてとった措置および答申で指摘された点についての意見を委員会に報告する。

4 情報の提供

市における子どもの権利状況および子どもにかかわる施策を子どもの権利の観点から検証するにあたり、市は、必要な資料を提供するものとする。

5 報告書の作成

委員会は、市長への答申、その答申をうけてとられた措置等について適宜報告書を作成する。この報告書は広く市民にも公表される。

第7章 子どもの救済

1 子どもオンブズパーソンの目的および設置

子どもに対する権利侵害は、市の機関が関与する場面のみならず、市民の間とくに子ども同士や保護者、教職員との関係など子どもの成長に欠かせない基本的な人間関係のなかでも生じ、子どもの心身に将来にわたる深刻な影響を残す。さらに、子どものみならず、おとなもまた子どもの権利侵害を自覚するのが困難であり、子どもゆえに権利侵害の事実を伝えにくく、子どもが置かれた関係のゆえに顕在化しにくい。また、権利侵害に伴う自己肯定感の喪失など子どもの心と体に与える影響が大きいため、救済や回復にも困難が伴う。

こうした子どもの権利侵害の特質に鑑み、子どもの最善の利益が確保されるように、子どもが安全にかつ安心して相談し救済を求めることができ、子どもに寄り添いかつ子どもの立場に立ってその権利侵害を発見・調査し、子どもの声を代弁して子どもの救済と回復をはかり、子どもの権利侵害を予防する必要がある。

かかる目的を達成するために、市は、子どもオンブズパーソンを設置する。

2 組織・資格・任用・解職等

- (1) 子どもオンブズパーソンは、人格が高潔で社会的信望が厚く、子どもに関して優れた識見をもち、子どもに理解と愛情をもって接することのできる者のなかから、市長が任命する。定数は、___人とする。
- (2) 子どもオンブズパーソンの任期は___年とする。ただし、1期に限り再任することができる。
- (3) 子どもオンブズパーソンは、別に定めるところにより、その職責にふさわしい報酬を受ける。
- (4) 市長は、子どもオンブズパーソンが、心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合または職務上の義務違反その他子どもオンブズパーソンたるにふさわしくない非行があると認める場合は、解職することができる。
- (5) 子どもオンブズパーソンは、国会および普通地方公共団体の議員、地方公共団体の長、その他の執行機関の委員および公務員、学校・施設等の教職員、政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

3 職務および責任

- (1) 子どもオンブズパーソンは、1の目的を達成するために、以下の職務を行う。
 - ①子どもの権利侵害にかかわる問題について相談を受けること。
 - ②相談活動等を通して、子ども自身による解決の取り組みを支援すること。
 - ③子どもの権利侵害にかかわる問題を生じている関係の改善等にむけて調整を行うこと。
 - ④子どもを、相談および申立て等を通じて発見された権利侵害から、本章で定める手だてを講じて救済すること。
 - ⑤子どもに対する権利侵害が起こらないようにするために、その啓発につとめるとともに、必要な連携または調整を行い、もしくは制度改善を促すこと。
- (2) 子どもオンブズパーソンは、子どもの権利の擁護者として、子どもの立場に立ちまた

は子どもの声を代弁し、子どものために活動する。

- (3) 子どもオンブズパーソンは、その地位を政党または政治的目的のために利用してはならない。
- (4) 子どもオンブズパーソンは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

4 市の機関および市民等の責務

- (1) 市の機関は、子どもオンブズパーソンの独立性を尊重し、その活動に対し積極的に協力および援助するとともに、その勧告および意見表明または提言を尊重しなければならない。
- (2) 市民および市内に学校・施設等を設置する者および市内で事業を営む者は、子どもオンブズパーソンの活動に協力する。

5 相談および申立て

- (1) 子どもは、精神的あるいは身体的に苦痛を感じた場合、安全にかつ安心して子どもオンブズパーソンに相談することができる。子どもおよびおとなは、子どもオンブズパーソンに対して、市に在住もしくは市にかかわる子どもの権利の問題について相談することができる。相談は匿名で行うことができる。
- (2) 自分の権利が侵害されたと思う子ども、あるいは子どもの権利が侵害されたことを知った子どもまたはおとな、もしくは子どもを代理するおとなは、子どもオンブズパーソンに対して、市に在住もしくは市にかかわる子どもの権利について申立てをすることができる。申立ては、口頭または文書で行う。
- (3) 子どもが直接かつ容易な方法で、安全にかつ安心して相談および申立てができるように、市は、相談または申立ての窓口および方法を条件整備する。
- (4) 相談または申立てをした子どもまたはおとなは、相談または申立てにより、どのような不利益も受けない。

6 調査

- (1) 子どもオンブズパーソンは、次の方法により、子どもの権利侵害事案の調査を開始する。
 - ① 子どもオンブズパーソンは、5 (2) の申立てにより子ども本人の意思に基づいて、権利侵害の事案の調査を開始し、または市の機関に調査を求めることができる。
 - ② 子どもオンブズパーソンは、申立てがない場合でも、自らの判断により調査をすることが適当であると認めるときは、調査を開始し、または市の機関に調査を求めることができる。この場合、子ども本人の意思を尊重するものとする。
 - ③ 子どもオンブズパーソンは、権利侵害の事案について調査を開始するときは、関係する者または市の機関にその旨を通知する。調査の必要を認めないために調査を開始せず、または調査を中止したときは、相談または申し立てた者にその理由を通知する。
- (2) 子どもオンブズパーソンは、次の方法により、調査を行う。
 - ① 調査は、子どもの安全と安心を確保し、権利侵害により受けた子どもの被害が拡大しないよう配慮し、子どもの尊厳、名誉およびプライバシーを害しない方法により行うものとする。

- ②子どもオンブズパーソンは、調査を行うにあたり、その専門性にに基づき、関係する市の機関に説明を求め、その保有する帳簿、書類その他の記録の閲覧もしくは提出を求め、または実地調査をすることができる。市の機関は、子どもオンブズパーソンによる調査に協力するものとする。
 - ③子どもオンブズパーソンは、自らの専門性を発揮するとともに、必要があると認めるときは、その他の専門的または技術的な事項について、専門性を有する第三者に対し、調査、鑑定、分析等の依頼をすることができる。
 - ④子どもオンブズパーソンは、市の機関以外の者によるまたは他の自治体がかかわる子どもの権利侵害について、それらに対し調査の協力を依頼することができる。
- (3) 子どもオンブズパーソンは、調査の結果を子ども本人または保護者に通知する。

7 救済の方法

- (1) 子どもオンブズパーソンは、次の方法により、子どもの救済を行う。救済は、6(2)
- ①と同様の配慮をもって行うものとする。
 - ①子どもオンブズパーソンは、子どもからの相談を受け、子どもに寄り添いかつ子どもの立場にたって子どもの救済と回復がはかれるよう、助言、支援、調整を行うとともに、必要に応じて他の機関を紹介する。
 - ②子どもオンブズパーソンは、権利を侵害された子どもを速やかに救済し保護するよう、市の機関に求めることができる。市の機関は、子どもオンブズパーソンによる子どもの権利救済の要請に対し、速やかに協力するものとする。
 - ③子どもオンブズパーソンは、子どもの権利の効果的な救済のために、市の関係機関が継続的連携をはかれるよう、関係機関相互の役割を調整する。
 - ④子どもオンブズパーソンは、6の調査の結果、必要があると認めるときは、子どもの権利侵害状況を改善するために、市の機関に是正等の措置を講ずるよう勧告を行う。
 - ⑤子どもオンブズパーソンは、6の調査の結果、必要があると認めるときは、子どもの権利侵害の再発を予防するために、制度改善等について市長に意見表明または提言を行うことができる。
 - ⑥子どもオンブズパーソンは、市の機関以外の者によるまたは他の自治体がかかわる子どもの権利侵害について、子どもの権利救済のために、市の機関または他の自治体に協力を求めることができる。
- (2) 子どもオンブズパーソンは、市の機関に対して、7(1)④による勧告または同⑤による意見表明または提言に基づいてとられた是正等の措置についての報告を求める。報告を求められた市の機関は、是正等のためにとった措置について、子どもオンブズパーソンに対し、報告を求められた日から60日以内に報告する。子どもオンブズパーソンは、7(1)④の勧告、同⑤の意見表明または提言、市の機関がとった是正等の措置の内容について、相談者または申立人へ通知する。
- (3) 子どもオンブズパーソンは、市の機関、または市の機関以外の者がとった子どもの権利侵害行為の是正が不十分であると認めるときは、権利侵害状態の是正または改善を促進することを目的に、子どもの権利侵害の事実ならびにとられた措置またはとられるべき措置について意見を述べ、必要に応じてその内容を市民に公表することができる。その場合には、子どものプライバシーの保護について最大限の配慮をするものとする。
- (4) 子どもオンブズパーソンは、権利侵害を受けた子どもが身体的および心理的に回復し

社会復帰できるよう、関係機関とすみやかに連携をはかる。

8 啓発および連携

- ①子どもオンブズパーソンは、子どもの権利侵害の予防、子どもの権利侵害からの救済および子どもの権利状況の改善、関係機関の連携等のために、子どもや市民、市の機関を対象とする広報、啓発活動を行う。
- ②子どもオンブズパーソンは、子どもの権利侵害の防止および侵害からの救済のために、関係機関間および市民が日常的に連携をはかれるよう促す。

9 活動の報告

子どもオンブズパーソンは、毎年、その活動状況等について市長に報告する。この報告は、広く市民にも公表される。

10 専門調査員および事務局

- ①子どもオンブズパーソンの職務を円滑にかつ専門的に補佐するため専門調査員を置く。
- ②子どもオンブズパーソンの事務局を設ける。

川崎市子どもの権利に関する条例

- ・1989年 「子どもの権利条約」国連採択
- ・1994年 「児童の権利に関する条約」日本批准・発効
- ・1998年 「国連子どもの権利委員会」の勧告・提言
- ・2000年 「児童の虐待の防止等に関する法律」

川崎の取組
 市民オンブズマン制度
 情報公開、個人情報保護条例
 子どもの権利条約の広報 等

・川崎市における子どもの権利の総合的な保障をめざして
 ・子どもと市民と行政関係者の協働をめざして
 ・市民参加による総合条例づくりをめざして

- ・子どもの参加の促進
- ・暴力・虐待の増加と救済のしくみの必要性
- ・子どもの権利、子ども観の認識の共有化

川崎の取組
 川崎子ども・夢・共創事業
 地域教育会議
 川崎市子ども集会 等

子どもの権利保障

前文

第1章

総則

- ・子どもの定義
- ・市および市民の責務
- ・かわさき子どもの権利の日の制定

第3章

育ち、学ぶ場での保障

- ・家庭等生活の場
- ・育ち、学ぶ学校・施設
- ・子育て・教育環境としての地域
- ・子どもの居場所としての地域

第4章

子どもの参加

- ・子どもの参加の保障
- ・開かれた学校・施設等

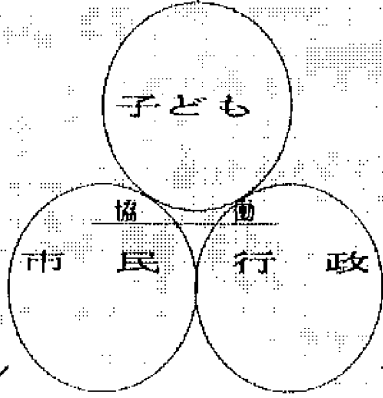
川崎市子ども会議の設置

学校・施設等協議会の設置

第2章

子どもの権利

- ・子どもにとって大切な権利
- ・子どもの権利条約の権利の具現化



第5章

子どもの権利保障のための施策の推進

- ・子どもの権利の基本指針、行動計画の策定
- ・市民活動の奨励と連携
- ・子どもの権利の学習・広報等

子どもにかかわる総合的な施策の部署の開設

第6章

子どもの権利の検証

- ・子どもの状況や行政の施策等を子どもの権利の観点から検証
- ・子どもや市民が活用できるものとして実効性の検証

子どもの権利委員会の設置

第7章

救済のしくみ

- ・子ども固有の救済機関の具体化
- ・相談・中立て等、子どもに寄り添った救済
- ・権利侵害の予防、権利状況の検証啓発・予防
- ・関係機関との連携

子どもオンブズマン制度の設置